

おしらせ

消費税軽減税率制度説明会のご案内

三国税務署主催による事業者を対象とした消費税の軽減税率制度等説明会を以下の日程で開催します。説明会では、軽減税率制度の概要や制度対応に係る支援制度などをテーマとしてありますので、是非、ご参加ください。

	開催日	開催時間	開催場所
①	11月20日(月)	午前10時～11時	坂井市みくに市民センター (坂井市三国町中央1-5-1)
②	11月22日(水)	午前10時～11時	ハートピア春江 大ホール (坂井市春江町西太郎丸15-22)

※①②とも、同様の説明内容です。

※事前申込みは不要ですが、会場の収容人員の都合によりご参加いただけない場合もございます。

※駐車場の施設が限られていますので、なるべく公共交通機関等をご利用ください。

【問い合わせ先】三国税務署法人課税部門TEL: 0776-81-6583 (ダイヤルイン)

おしらせ

輸出促進相談会

福井県および県内の商工団体、産業支援機関等は、県内企業の海外事業展開を一体的に支援するため、「ふくい貿易促進機構」を設立し、情報提供や相談対応、商談支援等を実施しています。

今回、当機構では、県内企業の海外への販路開拓に関する相談会を開催します。輸出手続きに関する質問や、販路拡大に関するご相談など、この機会をご活用ください！

日 時：平成29年10月23日(月) 13:30～15:00 ※15:00～ 個別相談会(事前申込制)

場 所：福井市地域交流プラザ 研修室601B (AOSSA 6階)

定 員：20名

参 加 費：無料

申込締切：平成29年10月16日(月)

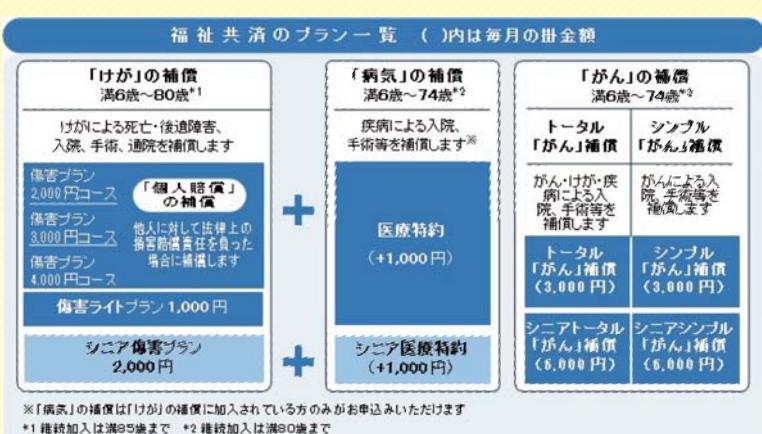
【お問い合わせ】福井県産業労働部国際経済課 TEL: 0776-20-0366

【申込先】FAX: 0776-20-0652 E-mail: kokusai@pref.fukui.lg.jp

おしらせ

全国商工会員福祉共済制度

全国商工会連合会が運営する「福祉共済制度」。傷害プランは、職種・年齢・性別問わず、月額2,000円～の掛金で充実補償。さらに、医療特約(月額1,000円)を追加すれば、病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ・病気など幅広く対応しており、商工会員とその従業員、商工会役職員(すべてご家族含む)が対象です。



〔第91号〕

発行 坂井市商工会

本 所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1

TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023

三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号

TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055

春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1

TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596

丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地

TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

事業承継について考える！～あなたの事業所はどうするの？～

昨年11月に中小企業庁がまとめた中小企業の事業承継に関する資料によると、国内の中小企業経営者の年齢のピークは66歳(図1)となっており、また、直近の経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳(図2)となっている。このことから2020年頃に数十万の団塊経営者が引退時期にさしかかると懸念されています。

更に、60歳以上の経営者のうち、50%超が廃業を予定しており、特に個人事業者においては、約7割が「自分の代で事業をやめるつもりである」と回答しています。廃業の理由としては、「当初から自分の代でやめようと思っていた」が38.2%で最も多く、「事業に将来性がない」が27.9%で続く。また、「子供に継ぐ意思がない」、「子供がいない」、「適当な後継者が見つからない」との後継者難を理由とする廃業が合計で28.6%を占めています。坂井市に於いてもこの現象は決して例外ではなく、そう遠くない将来に廃業による事業所減少が急激に増加し、地域の活性化が停滞する可能性が非常に高いと考えられます。

また、事業承継を行う方法とは、家族間での承継、家族以外の親族への承継や優秀な従業員への承継、またはM&Aと言った外部への承継があり、どの方法を選択するにしても充分な考察や協議を行う期間、少しでも良い条件にするための準備期間など、スムーズな事業承継を行うための移行期間が必要となります。準備・移行期間は概ね10年程度必要とされ、そのため、遅くとも経営者が60歳を超えた事業承継について取り組み始めることを推奨しています。

国および福井県そして商工会では、この様な事業承継の課題に対して、「事業承継ガイドライン」を新たに見直し、本年7月に商工会等支援機関を窓口として、県産業支援センター・専門家等と連携を組んだ組織体制を構築した「福井県事業承継ネットワーク連絡会議」を行い、ニーズの掘起こしやその後の事業承継への支援を実施いたしました。

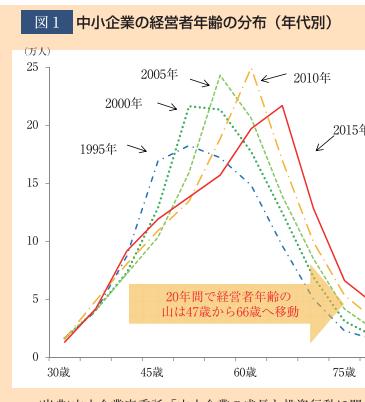
更に国では「経営承継円滑化法」を整備し、非上場株式に係る相続税や個人を含めた贈与税の納税猶予制度や金融支援の実施と、新たな取組を目指す事業所への補助金制度を設けています(※坂井市商工会会員には、別途独自の助成金制度もあり)ので、積極的に取り組んで頂きたいと考えていますので、お気軽にご相談下さい。

福井県 最低賃金の改定

平成29年10月1日から福井県内で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

時間額 778円

【お問い合わせ先】福井労働局 労働基準部 賃金室 TEL: 0776-22-2691
または、福井労働基準監督署 TEL: 0776-54-6167



eye パソコン講座の開催

毎年好評のパソコン講座が、今年度も9月から始まりました。今年度は、今までの講座でも受講希望者が多かつたWord、Excelの初級講座を企画したところ、どちらも早々に定員（10名）の枠が埋まり、キャンセル待ちの方も多数であったため、ノートパソコンを持ち込み可能な方にはパソコンを持ってきてもらうなど工夫をし、14名の方に受講していただいている。

9月は、毎週火曜日（5日・12日・19日・26日）に「Word2013初級」講座を開催し、文字の入力や編集といった文書作成の基本操作を学びながら、イラストや写真を挿入して、カラフルで楽しい文書を作成しました。受講者の方すべてが60代以上でしたが、みなさんとても熱心で、次の講座までの1週間で復習をして次の講座に臨んでいる方も多くいらっしゃいました。

10月は、毎週水曜日（4日・11日・18日・25日）に「Excel2013初級」講座を開催する予定です。すでにキャンセル待ちの方が数名いらっしゃる状態ですので、受講希望の方は来年度お待ちしています！



新規創業支援事業活用紹介

（新規加入会員事業所のご紹介）

【坂井町にオープン】 卵・乳製品を使わないパンとポン菓子、グラノーラのお店

企業名：ぴんぽんぱん

代表者名：小林志穂里

住所：〒919-0503

坂井市坂井町長屋19-27

営業時間：9時～17時

（売り切れた場合は早めに閉店）

定休日：火、日、祝日

<業務内容>

坂井町長屋にパンとポン菓子、グラノーラのお店がオープンしました。

パンの小麦は福井県産ふくこむぎを使用して、原材料には卵・乳製品を使わないパンを販売しています。乳製品を使用しないパンはおいしくないと言われていますが、独自技術で乳化させたパンは乳製品を使用したパンに勝るとも劣らない味となっています。

また、黒米、ふくこむぎ、大麦、ハト麦など様々な穀物と自家製の乾燥野菜・乾燥果物を使ったポン菓子・グラノーラも販売しています。

卵や乳製品を使っていないので、食べたいものを制限されている方がいる家庭でも家族みんなが同じ食べ物で食卓を開むことができて、食べる喜びと食品加工の魅力を感じもらいたいという店主の想いが込もったお店です。



「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の中退金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の制度だから安全・安心！

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理！

管理や運用の手間がかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



女性部健康増進運動講習会開催

平成29年9月28日（水）午後1時30分より坂井本所2階講習会室にて、健康増進運動を開催致しました。

講師に坂井市健康長寿課のご協力を得、「骨密度と血圧測定」及び生活習慣の見直し講座を行った後、(有)パワーリンク代表の漆崎由美氏をお招きし、美しい歩き方を学びました。

日々の簡単な運動やバランスのとれた食生活から骨粗鬆を予防する事が出来るとの事から、多くの部員が熱心に受講しました。又、立ち仕事の多い部員には、日頃の立ち姿勢についても教えて頂き、実りの多い楽しい時間を過ごすことが出来ました。

今後も女性部は色々な講習会を予定していますので、多くの方に入会して頂きたいと思います。



おしゃらせ

今、知ってほしい。治療と職業生活の両立支援

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになり、病気を抱えた従業員が治療を受けながら働く場面に直面することが増えと考えられます。

従業員が安心して治療を受けながら働き続けるためには、あらかじめ事業場として従業員やその家族に対する仕事、生活等に関するサポート体制を築いておき、いざという時にスムーズに支援できるようにしておきたいものです。

厚生労働省は昨年2月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を策定しましたが、治療と職業生活の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。

- 事業者
・労働者の「健康確保」の推進
- ・貴重な人材の継続的な確保
- ・労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- ・健康配慮義務の履行、「健康経営」の実現
- ・多様な人材の活用による組織や事業の活性化

- 労働者
・治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ・治療を受けながらの仕事の継続性の確保
- ・雇用確保による安心感やモチベーションの向上
- ・収入を得ることによる家計への負担感軽減
- ・働くことによる社会への貢献、生きがい

そのためにも、両立を実現しやすい次のような職場の環境整備が大切です。

- ①両立支援の必要性などに係る事業者による基本方針の表明と具体的対応などの労働者への周知
- ②がんなどの病気や両立支援に関する知識の普及・啓発のための管理者・同僚などへの教育・研修等の実施
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える職場内などの相談窓口（部署）の設置及びその明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇制度（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇、病気休暇など）や勤務制度（フレックスタイム制度、時差出勤制度、試し出勤制度など）の検討、導入

福井産業保健総合支援センターでは、両立支援促進員等を配置して、以下のことを無料でお手伝いします。また、各機関の相談窓口等についてもご紹介します。

- ①事業者、労働者（患者）等からの両立支援に関するご相談
- ②事業場等からの依頼等に応じて、事業場を訪問しての助言
- ③両立支援の理解、取組を普及促進するための教育・セミナーの実施
- ④事業者、労働者（患者）からの申出に応じて、労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と労働者（患者）間の調整支援。また、両立支援プラン策定のための助言

詳しいことは福井産業保健総合支援センターまでお気軽にお問合せ下さい。

独立行政法人労働者健康安全機構 福井産業保健総合支援センター

TEL (0776) 27-6395 FAX (0776) 27-6397